

第25期東京都自然環境保全審議会
第2回温泉部会
速 記 録

令和3年12月16日（木）
WEBによるオンライン会議

○千田計画課長 皆様、こんにちは。環境局自然環境部計画課長の千田でございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして、委員の皆様、誠にありがとうございます。

本日は、4件の案件について御審議をいただきたいと存じます。長時間の審議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。何か不具合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態としていただきまして、御発言になる場合はTeamsの挙手機能を御使用願います。

部会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。また、カメラにつきましては、こちらからの指示がなければ、常に映っている状態にしていただければと存じます。

続きまして、部会定足数について御報告いたします。

本日は委員7名中5名の委員の方に御出席いただいておりますので、東京都自然環境保全審議会の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、出席の委員の皆様を御紹介いたします。一言御挨拶をよろしく願いいたします。

まず初めは、益子部会長でございます。

○益子部会長 益子でございます。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、板寺委員でございます。

○板寺委員 板寺と申します。今回から委員に加わりましたので、不慣れなところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、窪田委員でございます。

○窪田委員 電力中央研究所の窪田です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、石田委員でございます。

○石田委員 公衆浴場組合の石田です。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 布山委員でございます。

○布山委員 流通経済大学の布山です。よろしくお願いします。

○千田計画課長 皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

環境局自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長 自然環境部長の和田です。よろしくお願いします。

○千田計画課長 自然環境部水環境課長の清野でございます。

○清野水環境課長 水環境課長の清野でございます。よろしくお願いします。

○千田計画課長 続きまして、多摩環境事務所長の近藤でございます。

○近藤多摩環境事務所長 立川にございます多摩環境事務所長の近藤でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

○千田計画課長 本日は傍聴の申出はありませんので、お知らせいたします。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願いしたいと存じます。

益子部会長、審議の開会をお願いいたします。

○益子部会長 それでは「第25期東京都自然環境保全審議会 第2回温泉部会」を開催いたします。

本日の議事の流れについて、御説明を申し上げます。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり、諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」、諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」、諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」の4件でございます。今回は1件ごとに審議を行います。

審議の方法については、まず、事業の概要について、事務局から簡単に御説明させていただきます。続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいたうえで事業者の方との質疑応答を行います。そして、事業者の方に退室していただいた後、許可基準の適合状況について、事務局から説明していただきます。事務局との質疑応答を行ったうえで、最後に本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

なお、最後に、全件を通じて事務局との質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、ただいまから審議を行います。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○清野水環境課長 自然環境部水環境課長の清野でございます。よろしくお願いします。

本日の審議に当たり、委員の皆様には資料を事前に送付させていただいておりますので、資料の確認をさせていただきます。

なお、資料1から資料4につきましては、それぞれ枝番1が概要版、枝番2が事業者説明資料、枝番3が許可基準の適合状況となっており、事業者説明資料には委員限りとして補足資料があります。

では、資料名を読み上げます。

資料1は、諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」。

資料2は、諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」。

資料3は、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」。

資料4は、諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」でございます。

枝番1と枝番3は事務局が作成し、枝番2と補足資料は事業者が作成しております。

そのほか、第2回温泉部会会議次第と委員名簿、さらに、参考資料1から4の「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」「温泉掘削・動力許可に係る井戸・湧水の取扱いについて」「東京都における温泉の許可基準に係る指定地域」を配付しております。

お手元に届いていますでしょうか。ない場合は挙手をお願いいたします。

なお、補足資料内における揚湯試験結果、利用計画は、事業者の競争上、または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。したがって、補足資料につきましては、一式非公開とし、部会後は処分させていただきますよう、お願いいたします。また、当該非公開資料に係る議事録についても非公開といたします。

資料の確認は以上でございます。

○益子部会長 ただいま事務局から資料の取扱いについて提案がございましたが、いかがでしょうか。特に御異議ございませんでしょうか。

御異議ないと認めます。

それでは、資料の取扱いと非公開資料に係る議事録の取扱いは、事務局案どおりということでよろしくをお願いいたします。

それでは、1つ目の案件の審議に移ります。

諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」の事業の概要を事務局から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○清野水環境課長 御説明いたします。

お手元の資料に基づき、まず、概要について私から御説明をさせていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料1-1を御覧ください。

申請者は株式会社アトラ。目的は新規温浴施設の浴用に供給すること。申請地は墨田区堤通地内。地目は宅地です。

工事内容は、掘削口径が248.8ミリメートルから151.0ミリメートル、深さ1,500メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、既存倉庫をリニューアルして温浴施設への温泉供給をする予定です。

揚湯量は日量49.25立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は所有者から利用許諾を得ております。周辺の概況としては、東武伊勢崎線曳舟駅北西約800メートルに位置し、敷地周辺にマンションや住宅、商業施設等が存在します。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料1-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、申請地は噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から8メートルを確保し、立入りを制限する等、法に基づく対策を講じます。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明があります。

資料は1-2、補足資料でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から事業の御説明をしていただきます。事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 御準備はよろしいでしょうか。

10分程度で事業概要の説明をお願いしたいのですが、まず、皆さんのお名前と所属をおっしゃっていただければありがたく思います。よろしくどうぞ。

○事業者 申請者の株式会社アトラと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 温泉の設備の設計を担当している業者です。よろしくお願いいたします。

○事業者 工事予定業者です。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 では、説明はどなたが。質疑応答になりましたら、回答される方のお名前を冒頭におっしゃっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、資料に沿って説明いたします。

1 ページ目を表示してください。

掘削地点は東京都墨田区堤通一丁目1番2、図に示すとおりでございます。半径1キロメートル以内に既存源泉はありません。

掘削の目的は、温浴施設における浴用に供するため。

施工計画「(1) 可燃性ガス対策」です。

温泉法及び東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針の第2章「温泉掘削工事における可燃性天然ガスの安全対策」(平成20年9月29日改正)に従って実施する。

次のページをお願いいたします。

株式会社アトラ温泉掘削工事基材配置図を示しております。右上に番号、機材名称を示しております。下に図が出ております。敷地は既存フェンスと安全鋼板で囲みまして、関係者以外立入禁止とすることとしております。

次のページをお願いいたします。

「(2) 環境対策」です。

廃棄物の処理ですが、掘削排泥水・掘りくず、泥水(泥土)はタンクにため置きし、適時バキューム車において搬出し、産業廃棄物として処理します。

騒音振動等公害対策と近隣への対応ですが、低公害型機器を使用する。日曜日は休工いたします。苦情があった場合は速やかに対応し、対策及び改善を行ってから工事を再開する。

関係法令・関係機関との協議は、特に許認可を必要とするものではありません。

その他施工に関する対応については、機材搬入出等工事車両の通行については、通勤・通学の時間帯を回避いたします。作業時間、作業期間等に変更がある場合は、事前に文書を配布し、周知いたします。

「(3) 揚湯試験」です。

段階・連続・回復試験を環境省のガイドラインに準じた方法で実施いたします。排水につ

いては、沈殿槽を設け、下水道設備に支障のないよう注意いたします。

次のページをお願いいたします。

近隣の事前説明の結果ですが、温泉掘削に係る説明及び投函範囲を地図に示しております。

方法及び範囲は、新型コロナウイルス蔓延により緊急事態宣言中であったため、説明資料を配布または投函し、後日、問合せに対応する形で実施いたしました。説明資料手渡しは敷地境界から30メートルの範囲、説明資料投函は敷地境界から60メートルの範囲です。

配布日時は2021年7月22日から8月6日、質疑期間は2021年8月末日ですが、9月以降も受付対応をしております。

説明内容は、掘削位置図、工程表、櫓図、温泉掘削工事断面図、工事搬入出路図、工事時間、問合せ先を温泉掘削工事計画の資料として配布しました。

次のページをお願いいたします。

主な問合せ内容及び回答です。

Q1. 温泉掘削に伴う地盤沈下の問題はありますか。

A1. 地盤沈下対策のため、温泉のくみ上げ規制によって制限があります。

Q2. 騒音・振動はどの程度のものか。

A2. 低騒音型の機械を使用いたします。工事中に気になる場合は、御連絡いただければ対応・対策いたします。振動については、地下1,500メートル以深も比較的柔らかな地層であるため、掘削による振動の影響はないと判断しております。

Q3. 掘削の重機の転倒事故を心配する。

A3. 掘削機は自走式ではなく定置型ですので、心配ありません。

Q4. 温泉掘削後の事業内容を説明してほしい。

A4. 建物の改築設計が決定しましたら、説明いたします。

Q5. 温泉掘削から察すると温浴施設だと思うが、開業後に風俗店（パチンコ店）等に変更することはないか。

A5. 日帰り温浴施設です。

Q6. 可燃性ガス対策の措置が必要（可燃性天然ガスの噴出のおそれがある敷地）のようだが、安全対策について説明願いたい。

A6. 温泉掘削に伴う可燃性ガス対策は、環境省が定める基準に基づき施工いたします。また、消防庁にも安全対策等資料を提出し、現地確認をしていただくこととなっております。掘削後の温泉利用についても細かな基準があり、可燃性天然ガスが適切に処理されていなく

れば、利用することはできません。

Q7. 掘削位置がマンションに近いようだが、この位置でなくてはならない理由はあるか。できれば極力離してほしい。

A7. 既存建物を利用するため、計画上の制約があり、お知らせした位置となりました。また、温泉掘削位置については、環境省の基準に準じた隣地境界からの離隔を確保しております。

次のページをお願いいたします。

Q8. 現段階で開示できる情報（建築物の計画・規模等）があれば、開示願いたい。

A8. 計画は温泉を利用した皆様が利用できる温浴施設（日帰り温泉）で、規模については、既存建物を利用した計画となっております。

Q9. マンションの居住者に対して、建築の計画などの説明会の開催が必要と考えられる。対応をお願いしたい。

A9. 温泉掘削に関する説明会及び建築計画に関する説明は、人を集めることになるので、新型コロナウイルス感染予防の観点から行わないことといたしました。代わりとしまして、フリーダイヤルによる質問窓口を設けさせていただいております。御質問等のある方におきましては、通常の集団で開催する説明会において、周囲の視線が気になり手を挙げられない方や、通常と異なる時間帯にお仕事をされていて出席できなかった方に対しても、集団で開催する説明会よりも、フリーダイヤルによる個別対応のほうが丁寧で正確な情報が近隣の皆様に伝わると考えています。

以上の内容でした。

事業者説明資料については、以上になります。

続いて、補足資料の説明をいたします。

1 ページ目、施工計画。

「（１）掘削地点詳細図」です。

「（２）湧出を見込んだ根拠」です。

「（３）掘削施工計画」です。

○益子部会長 すみません。温泉事業利用計画のところは、今後の課題と書かれておりますので、これは飛ばしましょう。その他のところから言ってもらえればと思います。

○事業者 その他の「（１）同一敷地内の井戸について」。

温泉掘削終了後の工事予定、井戸予定位置、ケーシング図等は別紙のとおり。

掘削後、温泉分析を行い、温泉成分が確認された場合は使用いたしません。

次のページは水井戸の掘削位置を示しております。

続きまして、6ページ目になりますが、水井戸掘削工事断面図（計画図）を添付しております。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入らせていただきます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、回答される方は冒頭にお名前をおっしゃっていただければありがたく思います。よろしくをお願いいたします。

では、板寺委員、お願いいたします。

○板寺委員 御説明ありがとうございます。

施工計画の詳細図の御説明がありましたが、フェンスで囲った中に既存建物の階段があるかと思うのですが、ここに部外者の立入りはできないような手立てはなさいますでしょうか。

○事業者 お答えします。

既存建物の階段は8メートル以内にありますので、ここに関しては、この既存建物自体がもう既に倉庫として使っていない場所ではあるのですが、階段のところはロープなどを張って立入りできないようにいたします。

○板寺委員 ありがとうございます。

○益子部会長 ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから。

水井戸の掘削計画はあるようですけれども、温泉になるかどうか掘削と分析を行って、その結果、温泉成分が確認された場合は使用しませんという御説明でございました。ただ、これが温泉になれば、温泉として登録し得るものになりますし、私としてはむしろ温泉として登録していただいて、新たに掘る1,500メートルの掘削と合わせて、合計使用量を基準以内にさせていただくというのも一つの方法だと思っています。

使用しないということだけだと、その担保が取れていないというところがございしますので、その辺りは何かお考えはございませんでしょうか。例えば、これは水井戸として掘削したものですから、本当に温泉になったら埋め戻しをすとか、あるいは温泉なら温泉でしっかりと利用させてもらおうとか、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○事業者 それでは、温泉になった場合、埋め戻して使えないようにすることにいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございませんでしょうか。

では、板寺さん、お願いいたします。

○板寺委員 今、水井戸のほうは温泉になったら埋め戻しということをお聞きしたのですが、それなりの工期と費用がかかるとお思いますので、もし可能であれば、温泉掘削時に状況を確認して、温泉掘削の後にどうするかという判断材料にすることも可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 状況確認のために坑内を洗浄しますと、くみ出すまでに日数が結構かかってしまうために、できれば温泉は温泉で掘りたいというところです。

○板寺委員 分かりました。

手間の省けるものはなるべく省けるといいなと思って御質問したのですが、そういった事情があることもよく承知しておりますので、分かりました。ありがとうございます。

○益子部会長 隣がマンションになっていて、マンションの出入り口がちょうど掘削工事の敷地と並行するような形になっているので、住民に対する安全対策、あるいは騒音だとか、振動だとか、そういったところも十分な配慮をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○事業者 安全対策につきましては、大型車等々が入るときは、当然、係員が出向いてやります。温泉ですので、掘削しているときはそれほど出入りがありませんから、大型車、あとは、汚泥を運び出す等々のときはガードマンをつけるという措置とか、いろいろな措置が考えられるとお思いますので、安全対策には十分気をつけて工事を進めていきたいとお思います。

○益子部会長 どうもありがとうございます。

一番心配なのは、工事終盤になったときの可燃性天然ガスの放出のところですね。マンションですので、子供たちも多く重々気をつけていただければありがたいとお思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、では、事業者の方はこれで退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

○益子部会長 続きまして、許可基準の適合状況について、事務局から説明していただきま

す。よろしくお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準の適合状況を説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。

温泉法第4条の温泉掘削許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること等が規定されています。

東京都では、前の2項目について、1ページにある本表の①②③について、適合状況を審査しております。

また、可燃性天然ガスによる災害防止に関しては、資料1-3の2ページにあるとおり、温泉法施行規則に規定された内容について、適合状況を審査しております。

まず、1ページの①についてです。

本件の井戸深度は1,500メートルであり、500メートルを超えるため、周辺の既存源泉等との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、1,000メートル以内に既存源泉は存在しません。

次に、②についてですが、本申請地は揚湯量の基準が日量50立方メートル以下であり、申請された揚湯量は日量49.25立方メートルで、基準揚湯量以下となっています。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、半径1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

なお、当申請につきまして、墨田区、台東区からは地下水保全等に関する意見等は特になしでございます。

2ページに移ります。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」ですが、敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足いたします。加えまして、災害防止規定の内容は東京消防庁の確認を得ております。

諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削に関する許可基準への適合状況」についての説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願い

いたします。いかがでしょうか。

○布山委員 特に質問とか意見はないのですが、懸念していた水井戸が、事業者から温泉に該当した場合は埋め戻すということを明言いただきましたので、この案件に関しては、特に問題はないのではないかなと私は思います。

○益子部会長 ありがとうございます。

今、布山委員のほうから特に問題はないだろうという御発言がございましたが、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

特に御意見、御質問等がなければ、許可相当ということで部会の意見としたいと思います。

意見がございませんので、そのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」の事業概要を事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 御説明いたします。資料2-1を御覧ください。

申請者は梅澤商事合資会社。目的は公衆浴場の浴用に供給すること。申請地は台東区千束地内。地目は宅地です。

なお、申請地は既存の公衆浴場敷地内となっております。

当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ、温泉に該当したため、今回、温泉として動力の装置について申請するものです。

温泉の現況といたしましては、深さ80メートル、静水位がGLマイナス6.56メートル、動水位は連続揚湯試験実施時にGLマイナス27.02メートルでございます。泉温は17.7度、泉質名はカルシウム-塩化物冷鉱泉です。

申請する動力は出力7.5キロワット。吐出口断面積は19.625平方センチメートル。吐出量は毎分300リットルです。揚湯量は日量65立方メートルとなっております。

続いて、申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況としては、東京メトロ三ノ輪駅から南東に約1,000メートルであり、周辺はマンション、住宅等が立地しています。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料2-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。申請地から約220メートルの地点に既存源泉があります。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、可燃性天然ガス濃度の測定を実施済みであり、基準値25%LELに対して0.5%LELでした。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明があります。資料は2-2、補足資料でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から事業の説明をしていただきますので、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 益子と申します。

準備が整いましたら、御説明を10分ほどお願いしたいのですが、その前に簡単な自己紹介をお願いできればと思います。

○事業者 お忙しい中、お時間を頂き、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。申請者の梅澤商事合資会社と申します。

○事業者 工事予定業者です。

今回の審議に当たりまして、まだ実際に施工されていない部分も若干ありますので、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○事業者 よろしく申し上げます。

工事の作業の担当をやらせていただいた者で、今日、伺わせていただきました。お時間を取っていただき、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 それでは、よろしくお願いいたします。質疑で御回答するときに冒頭にお名前を言っていただければありがたいので、よろしくお願いいたします。

○事業者 よろしく申し上げます。

「1. 動力装置設置地点」は、申請地点を中心とした半径200メートル以内のところと1キロメートル圏内を明記してあります。

次のページをお願いします。

「2. 掘削中の周辺状況」は、既に稼働中となっています。

「3. モニタリング計画」は、揚湯量について、量水器（縦型軸流羽根車式水道メーター：愛知時計電機株式会社製）を新たに設置し、月に1回読み取り、記録を行う。水位について、手計りの水位計（ロープ式水位計：アルファ光学株式会社製）にて月1回測定を行う。泉温

について、温度計にて月に1回測定を行う。

次のページをお願いします。

「4. 温泉分析結果」なのですが、こちらは温泉分析書のとおりです。

次のページをお願いします。

「5. 可燃性天然ガスの測定結果」は、この報告書のとおりとなっています。

補足資料なのですが「1. 動力装置設置地点」は半径200メートル以内にはなくて、220メートルに温泉がありまして、今のところ、そこ以外は半径1キロメートル以内はないということですが。

次のページに行きまして、「1. 動力装置設置予定地点詳細」です。

掘削深度及びケーシングプログラム等です。

揚湯試験結果は、この文章のとおりです。

次のページの5ページ目、段階揚水試験結果、こちらも表のとおりとなっています。

利用計画、温泉利用概要なのですが、これも表のとおりです。

温泉利用予定量の算出根拠、温泉使用計算書、こちらも表のとおりです。

使用済みの温泉排出先は、全て下水道に放流する。

同敷地内の井戸については、同一地内に井戸なしです。

動力装置の使用は、既設のポンプの使用等がありますけれども、ここも表のとおりです。

動力装置選定理由も、文書の内容どおりになっています。

井戸のポンプの仕様です。

○益子部会長 ありがとうございます。

基本的に動力装置は、今ついているものをそのまま使用するということですよ。

○事業者 はい。

○益子部会長 分かりました。ありがとうございます。

そういたしましたら、委員の方々、今の御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

では、布山委員、お願いいたします。

○布山委員 動力装置は現在のものを使用することは分かったのですが、現在くみ上げている量と、温泉利用予定量の算出量には差があるのですが理由を教えてください。

○事業者 温泉の分析表のところに「浅草温泉」とうたわせていただいて、そうすれば、もし人の流れがよくなったらヒットしやすいのかなど。今の通常のお客さんよりもっとお客さ

んが来ていただける可能性があると思ったのが算出根拠の理由です。

○布山委員 分かりました。

要は、利用する人が増えるから、もう少し汲み上げようということですね。

○益子部会長 ちょっと意見を申し上げさせていただきますと、銭湯さんでは珍しいのかなと思いますが、これは療養泉に合格しているのです。銭湯の中には、メタケイ酸だとかで温泉に適合していて療養泉ではないケースが多いのですが、これは適応症や禁忌症がつく療養泉なのです。

なぜ療養泉になるかという、溶存物質量が1,084ミリグラムと1,000ミリグラムを超えているのです。でも、84ミリグラムしか超えていないのです。ということは、しっかりと成分濃度を維持するような形でないと、療養泉として継続して使えないということも出てくるので、そういった観点で、モニタリング計画はもう少し細かくできないかと思っております。

流量計にしても、温度計にしても、水位計にしても、もう少し人手のかからない、自動計測か、どこかで温度、量、水位が見られるようなシステムを考えていただきたいと思います。

今の温度と量と水位だけでは、この溶存物質1,084ミリグラムというのが保たれているかどうかは全く分かりません。ですので、電気伝導率とかpHとか、そういったものも同時に測定していただければありがたいと思います。

電気伝導率を測ったからといっても、療養泉になっているか、ならないかということが分かるわけではないのですが、少なくとも指標にはなりますので、そのところをしっかりと見ていただければ、本当に療養泉で長年継続的にお使いいただくことも可能になると思います。

決してこれが駄目ということではもちろんなくて、そういったモニタリングをしっかりといただきたいというのが私の希望でございますので、踏まえていただければありがたいなと思います。

できれば自動水位計をつけていただきたいなと思って申し上げた次第でございます。ただ、それはあくまで私のお願いということで、お酌みいただければありがたいと思います。

○板寺委員 ただいまの御説明、ありがとうございます。

貯湯槽まで押し上げる必要があるので、結構強力なポンプを使われているのかなという印象があるのですが、計画的にやっていただけたらなと思いました。

○益子部会長 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ほかにないようでしたら、事業者の方に御退室いただきますけれども、よろしいでしょうか。

では、事業者の方、どうもありがとうございました。退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○益子部会長 続きまして、許可基準の適合状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。資料2-3を御覧ください。

温泉法第4条に、温泉動力装置の許可の基準として、温泉湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等が規定されています。東京都では、これらについて、本表の①②③について適合状況を審査しております。

まず、①についてです。

本件の井戸深度は80メートルであり、200メートル以下です。また、近隣の既存源泉の井戸深度も200メートル以下です。このため既存源泉との距離が200メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は約220メートル離れているため、基準を満たしております。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、19.625平方センチメートル。揚湯量の基準が日量150立方メートル以下のところ、日量65立方メートルとなっており、ともに基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

なお、本申請につきまして、台東区からは地下水保全等に関する意見は特にございません。

諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置に関する許可基準への適合状況」についての説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

一応、現状利用に対しまして、それほどむちゃな計算ではないのかなと思いますが、その点は、皆様、御意見はいかがでしょうか。

実際のところ、利用に当たっては加温が必要になるので、当然、使用量は燃料代を考えれば、まずまず抑えられてくるだろうと思います。

石田さんのほうで何かございませんでしょうか。

○石田委員 私は問題ないと思っています。

○益子部会長 ありがとうございます。

では、どうでしょうか。私はモニタリング計画のところ少し気になって、あまりにも粗いと思ったので、ここは条件つきということではもちろんないですが、もう少し計画を見直すような指導をお願いするということはできますでしょうか。大丈夫であれば、そこはしていただければありがたいと思うのですが、板寺さん、どうですか。

○板寺委員 おっしゃるとおりで、例えば、量水器を設置して、月に1回読み取り、記録を行うとあるのですが、量水器を読み取るぐらいだったら毎日できるかなという気もします。結局、日量の規制があるので、それがきちんと担保できるということが大事なのと、益子部会長がおっしゃるように、手計りでもいいのですが、なるべく水位の変動を把握できるようなものが好ましいのかなとは思いますが。

○益子部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、条件ということではなくて、部会としての意見具申としてモニタリング計画の見直しを少しお願いする。量水器については、少なくとも日量を測れるような形にするとか、水位につきましては、これもまた連続的な観測ができれば一番いいと思いますので、それもお願いするという事。それから、やはり何よりも電気伝導率、その他の測定も追加していただくということを部会としての意見具申ということで、許可答申としたいと思いが、皆様、それでいかがでしょうか。もし問題がなければ、そのような形で許可答申をしたいと思いが。

(「賛成です」と声あり)

○益子部会長 それでは、このような形で許可答申をいたしますので、よろしくお願いたします。

○清野水環境課長 承知しました。

○益子部会長 それでは、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の事業の概要を事務局から御説明していただきます。

○清野水環境課長 説明いたします。資料3-1を御覧ください。

申請者はORジオ八丈島株式会社。目的は地熱発電用に産業利用すること。申請地は八丈島

八丈町中之郷地内。地目は雑種地です。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、湧出路の深さが1,270メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,300メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設におけるシングルフラッシュ発電に用いる予定です。

水蒸気が噴出すると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トンを予定しております。なお、この数値は、既に掘削許可を得て現在掘削中の生産井と合算した値です。

申請地周辺の状況でございますが、土地は東京電力パワーグリッド株式会社所有の土地ですが、申請者は使用の承諾を得ております。

周辺の概況といたしましては、平成31年度に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。また、掘削開始地点は現在掘削中の生産井から10メートル程度離れた地点での掘削申請です。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料3-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉が当敷地内にありますが、こちらは東京電力パワーグリッド株式会社が地熱発電用に用いていた生産井であり、東京電力パワーグリッド株式会社から本掘削について合意を得ております。

また、既存源泉は既に埋め戻しが完了し、廃止届が提出される見込みです。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令として自然公園法がございます。申請地は富士箱根伊豆国立公園内ですが、普通地域に該当します。一定規模以上の土石の採取等には届出が必要となりますが、届出が必要ないことを確認しております。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、噴出のおそれのある地域に該当しないため、敷地境界から3メートルを確保し、立入りを制限する等、温泉法に基づく対策を講ずることとしております。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明があります。資料は3-2、補足資料でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の方から事業の説明をしていただきます。事業者の方の入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○益子部会長 御準備いただけただけでしょうか。やり方の説明があったようでございますので、よろしく願いいたします。

15分程度で御説明をお願いしたいのですが、その前に、お名前だけで結構でございますので、自己紹介をよろしく願いいたします。あと、リモート参加の方もいらっしゃるようでございますので、その方の自己紹介もお願いいたします。

○事業者 事業者です。本日はよろしく願いいたします。

○益子部会長 それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○事業者 では、説明に入ります。

私どもの事業者は八丈島で地熱発電の調査を進めております。八丈島では、既存の地熱発電所の廃止に伴い、八丈町が新たな地熱発電事業者を公募しまして、私どもの事業者が選定されました。私どもの事業者と八丈町は八丈島地熱発電利用事業に関する協定書を締結して、現在、計画を進めております。

昨年9月に地熱井の掘削許可を取得しまして、現在、生産井の掘削をしています。生産井の掘削に先立ち、今年8月に還元井の掘削を終え、還元井として十分な能力のあることが確認できました。

今、掘削中の生産井としての能力が還元井の能力を生かすのに、万が一、不十分であった場合に備えることを目的として、今回の掘削許可を申請いたします。

計画している発電所の概要についてです。

発電端で4,444キロワットの出力の地熱発電所の建設を目指しております。

本事業では、地域の代表の方や団体などで構成する八丈島地熱発電利用事業に関する事業連絡会を開催し、地域の方々へ事業報告や意見交換を行っています。地域の皆様に広く周知する必要がある場合は住民説明会を開催しています。今回の掘削をすることになった際にも、地熱事業連絡会と住民説明会を開催します。

掘削着手が決定した際には、協議会の設置を検討しています。協議会を設置する際には、町と相談しながら参画する方々を決定していく予定です。この内容については、八丈町とも共有しております。

補足資料の6ページは、現在計画している地熱発電設備のフローになります。

7ページ、8ページは、発電所ができた後、運転開始後の硫化水素対策の方針です。

9ページ 地熱開発については、一般的にこちらに示すようなフローで進められます。

12ページ 地表調査の詳細

次は八丈島の温泉についてです。

次に、温泉水と地熱水の関係についてです。

次に、掘削計画について御説明いたします。

今回申請する生産井は、掘削深度1,300メートル、坑底偏距225メートルとします。

21ページ、22ページは設備配置の計画になります。

23ページに計画しているケーシングプログラムを記載しております。

24ページで安全対策について記載しております。掘削工事に当たっては、必要な安全対策を講じます。

27ページは硫化水素のモニタリングについてです。

掘削中の硫化水素が発生した場合、濃度が最も高くなるのは井戸の口元、坑口付近です。坑口付近などを掘削中に硫化水素が検出されやすい位置には、定置式の硫化水素感知センサーを設置して濃度を常時測定いたします。

もし硫化水素が検知されまして、作業を一時中断した場合は、ガスを抑えるなどの対策を取ることとしておりますが、さらに必要があれば、防噴防止装置（BOP）を作動させて坑井を密閉します。BOPを作動させた後、掘削を再開する際は、坑井内に高濃度のガスがとどまっている可能性があるため、硫化水素希釈装置で濃度を希釈してから拡散させることとしております。

最後に、温泉等モニタリングについて御説明いたします。

地熱開発の前から周辺の温泉、湧水の季節変動など、自然の変動傾向を把握することを目的に温泉等モニタリングを行っています。3つの源泉と1つの湧水を対象に月1回の現地調査を実施して、化学成分の分析を行っています。

こうしたモニタリングの経過については、地熱事業連絡会や住民説明会でも地域の方々に御報告しております。今後もこちらの温泉等モニタリングについては、継続してまいります。

説明は以上になります。

○益子部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、委員の方々から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたし

ます。

板寺委員、どうぞ。

○板寺委員 御説明ありがとうございました。

今回の申請は、掘削中の生産井の生産量が不十分であった場合の掘削だと伺っているのですが、今後のこともあるので、掘削中の生産井がなぜ想定どおりに出なかったのかという分析もきちんとしていただいて、その下に次の事業を進めるなり、地元との情報共有を進めるなりをしていただければいいのかなと思います。

○益子部会長 どなたかほかにございませんでしょうか。

窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 住民説明会では、以前から硫化水素の臭いを御心配されている方の参加状況と、説明会ではその他の人々も含め、特に心配や懸念など特に問題はないでしょうか。確認です。

○事業者 ありがとうございます。

地元の中之郷地域の方は、多くの方が硫化水素の臭いを気にされていて、実際、そういう気にされている方も住民説明会には参加していらっしゃいます。ただ、掘削中ですとか、こういったときには硫化水素の放出は避けられませんということは既に御説明をして、そこは納得していただいております。今のところ、何か掘削中にそういうことで御意見を頂いているということはありません。

○窪田委員 ありがとうございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら、事業者の説明はこれで終了いたしますが、よろしいでしょうか。

ないようでございます。どうもありがとうございました。では、御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは、続きまして、許可基準の適合状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。資料3-3を御覧ください。

まず、1ページの①既存源泉との距離制限、②1日の揚湯量については、島嶼地域は指定地域外となっております。

次に、③についてです。

配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。また、配慮を要する湧水についても、周辺1キロメートル以内にはございません。

なお、当申請につきまして、八丈町からは地下水保全等に関する意見は特にございません。2ページに移ります。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」ですが、敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで温泉法上の基準を満足いたします。加えまして、災害防止規定の内容は八丈町消防本部の確認を得ております。

諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削に関する許可基準への適合状況について」の説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

事務局にお伺いなのですが、今ここで部会を開いておりますが、現在、生産井を掘削中という話でございますので、本審の頃にはもう決着がつくのかなと思うのですが、そのときにはどう取り扱うのでしょうか。速やかに申請を取り下げさせていただくという形で、本審には上げないという方法もあるのでしょうか。

○清野水環境課長 事務局でございます。

スケジュール的には、今、掘削中の生産井ですが、1月中ぐらいに掘り終える予定になっております。そこから噴気試験をしてということになりますので、恐らく今度の本審の前までにはそこまでの作業が終わらないであろうという状況でございます。

○益子部会長 分かりました。

もし必要ないということがあれば、もし許可を出した場合には、これは速やかに取下げを要請するということになりませんか。

○清野水環境課長 もし掘らないということが明確であれば、速やかに取り下げさせていただくということになるかと思えます。

○益子部会長 分かりました。ありがとうございます。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

○布山委員 今の話の確認なのですが、よろしいですか。

温泉法上は、一旦許可を出したら、2年間ぐらいは放ったらかしておいても大丈夫なのですよね。だから、今は生産井が成功してよかったかもしれないですが、もし2年ぐらいで減衰してきた場合は、2年後に掘る可能性はあるということですかね。

○清野水環境課長 事務局でございます。

おっしゃるとおりで、2年間はこの許可の期限が続いているということですので、逆に2年たちますと、自然にその権利が消滅するというのが一つでございます。ですので、進捗などを確認しながら、事業の進め方なども確認しながら、もし不要であるということであれば取り下げいただきますし、もし次に備えてまだ取っておくのだということであれば、2年間はこの許可は有効ということで進めていくことになろうかと思えます。

○益子部会長 多分、取り下げを要請するかもしれないが、従わないということもある。これは致し方ないことだと思います。ただ、今はまだ結論が出ていない中での掘削というのは、今ある設備をそのまますぐに転用できるということを考えての話のようなので、多分、しっかりと噴出試験等をして見極めておけば、今の設備は撤収という形になりますから、2年以内での再掘削というのは多分ないだろうなと思っております。これは私の勝手な想像です。

ほかにいかがでしょうか。

窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 今の件に関連し、事業コスト削減のためには、掘削設備があるうちに予備用と申請し、許可を得た件は掘削して、栓をしておくなど、予備のために掘削しておく可能性もあるでしょうか。

○益子部会長 私のイメージではあります。おっしゃるとおり、ぎりぎりだったりしているということもあるでしょうが、せつかくもらった許可ですし、あとは、事業者としての全体予算の中でどう考えるかということもあるでしょうけれどもね。せつかくもらった許可なのだから、掘ってしまおうというのは十分あるかなと。

でも、そういったことも含めての許可答申になると思うのです。あくまで成功したら駄目という形にはならないのだろうと思うので、それはもう事業者の裁量にお任せするしかないということです。その辺は事務局のほうからお考えをお聞かせ願ったほうがいいかと思えます。

○清野水環境課長 事務局でございます。

事業者から聞いておりますのは、掘削中の生産井の能力が不十分であった場合に合算して使うための枠であるということでございます。ですので、掘削中の生産井の能力が十分であ

った場合は、この申請の生産井は掘りませんということで事業連絡会のほうでも説明しているという、一応、そういう状況になっております。ただ、多分、能力を見極めたうえでの判断というところかと思えます。

○益子部会長 板寺委員、どうぞ。

○板寺委員 関連したお話ですが、掘削中の生産井が当初のもくろみどおり取り出せるのかどうかということと、今回の許可期限が切れる2年の間にどう変わっていくのかということもきちんとモニタリングして、それを踏まえたうえで、どうするかというのをしっかり考えていただくということと、地元の方との情報共有が基本的にはできているように伺いましたので、それを大事にさせていただいて、ぜひトラブルのない形で進めていただければいいのかなと思えました。

○益子部会長 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。部会でどうこうというよりも、やはり地元の八丈町を含めた意見の中での対応ということが大事なのかなど。部会としてもそういった意見を尊重せざるを得ないと思いますので、場合によっては予備的な掘削というのもあるという認識のほうがいいかと思えます。

そういう考えでいいのでしょうか。出てくる条件云々ではなくて、多分、そういうこともあり得るだろうということですね。ひょっとしたら、十分な量が出ないというか、十分かもしれないですが、ちょっとぎりぎりだねというようなことももちろんあり得るので、そうなるのと、やはり今の掘削の申請が許可になれば、掘削するという方向になる可能性は高いと思います。そういったことも踏まえての許可、不許可、条件をつけるか、つけないか、そういった議論になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。多分、条件というのもないだろうなと思えますが。

御意見というか、御異論があまりございませんので、許可答申としたいと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後になります。諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」の事業概要を事務局から説明していただきます。

○清野水環境課長 御説明いたします。資料4-1を御覧ください。

申請者は株式会社くらしの友。目的は新設ホテルの温浴施設の浴用に供すること。申請地は大田区西蒲田地内。地目は宅地です。

工事内容は、掘削口径が100.8ミリメートル、深さ200メートル。施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、新規宿泊施設への温泉供給です。揚湯量は日量66.1立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況としては、東急線蒲田駅から南に約30メートル、周辺はマンションや商業施設等が立地しています。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料4-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉が6か所ございます。一番近いところで申請地から約300メートルの地点に既存源泉がございます。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、申請地は噴出のおそれのある地域に該当するため、境界から8メートルを確保し、立入りを制限する等、法に基づく対策を講じます。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明があります。資料は4-2、補足資料でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の方から事業の御説明をしていただきます。事業者の方を入室させていただきます。

(事業者入室)

○益子部会長 よろしく願いいたします。

最後の案件でございまして、ちょっとお待たせしてしまったかもしれませんが、どうも申し訳ございませんでした。

そうしたら、事業概要につきまして、10分程度で御説明をお願いしたいのですが、その前に、皆さん、簡単にお名前の紹介だけでも、よろしく願いいたします。

○事業者 申請者のくらしの友と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 同じく、くらしの友と申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 工事予定業者です。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、大田区西蒲田の温泉掘削について御説明させていただきます。

掘削地点は東京都大田区西蒲田八丁目1-6です。近隣温泉としましては、1キロメートル以内に6源泉あります。200メートル地内には源泉はありません。目的としましては、新しく作るホテルの浴槽への供給と考えております。

次は施工計画になります。

可燃性天然ガスの対策としましては、施工中は、毎日、携帯型ガス検知器で所定の箇所を測定し、記録いたします。掘削中の泥水にガス気泡が現れた場合、BOPを作動させ、坑口を閉鎖し、泥水調整し、ガス噴出を抑えながら掘削いたします。

3ページ目の「(2)環境対策」です。

「廃棄物の処理」の排泥水としましては、掘削時に出る排泥水は沈殿槽に沈砂させて、上澄みのみを下水道へ放流いたします。その他の掘りくず・泥水は産業廃棄物として全量場外処理をいたします。

「騒音振動等公害対策と近隣への対応」といたしまして、超低騒音型の発電機等を使用いたします。また、場合によっては、発電機等の大きな機械周りを防音シートで覆い、騒音の低下に努めます。また、日曜・祭日は休工といたします。掘削している途中の硬い地層の振動が大きくなる場合は、力を落として掘削して、苦情が発生した場合は苦情対策完了まで作業は行いません。

「関係法令・関係機関との協議」といたしましては、大田区役所環境対策課様からは、ホテル自体が特定作業場に該当するため、工事前に届出を行ってくださいという指導がありました。

その他、南部下水道事務所としましては、掘削に伴う排水は污水管に放流し、一時使用届を提出してくださいという指導がありました。

東京消防庁としましては、災害防止規定はよいが、責任者・担当者の空欄箇所は掘削前に記載し、提出してくださいという指導がありました。

その他施工に関する対応につきまして、施工における環境対策等といたしましては、掘削予定地は住宅地、近隣商業地のため、歩行者等が多い。車両の作業出入り口には誘導員を配置し、現場内には第三者が立ち入れないように隙間なく仮囲いを施し、自治会長と密に連絡を取り、住民からの苦情を先行で把握して施工いたします。

「(3)揚湯試験」です。

揚湯試験は、予備揚湯で坑内水が清浄になってから、限界揚湯量、適正揚湯量を求めるために揚湯量を5段階以上に等分し、おのおのの揚湯量における水位、温度を測定し、解析す

る。

各段階は2時間以上を基本としますが、水位が十分に安定した場合は、次の段階に移行いたします。

揚湯試験結果表に基づく水位降下量図から、変曲点を求めるグラフを作表いたします。この点が最大湧出量なので、長期の安定した揚湯を確認するため、最大揚湯量の70～80%で連続して揚湯を8時間以上行います。連続揚湯終了後、水位の回復データを取得し、地層の透水係数等の資料といたします。

また、試験前に南部下水道局と打合せの上、一時使用届を提出し、適切な処理の上、揚湯水を污水管に排水いたします。

引き続きまして、4ページ目「近隣への事前説明結果」といたしまして、対象者として八丁目自治会、特段の反対はないとの回答でした。説明の訪問日を提案するも、施工時期が未定ならば、早くからビラ等の配布では忘れてしまうため、施工日が決まりましたら、配布先を含めて再度打ち合わせたい旨の御要望がありました。

2件目として、蒲田西口商店振興組合。

商店組合からは、以前よりホテル建築の計画は承知していますが、新型コロナ等でホテル計画も遅れが出ていと伺っています。ホテルができれば人が増え、組合としてもメリットがあるため、特に反対はないが、工事がいつになるか分からないのに、早くに工事案内を配っても忘れるため、工事開始が分かった時点で配布が望ましいという御意見がありました。

3番目として、JR東日本からは、掘削地点から沿線まで十分な離隔が取れているので、協議の必要はありませんという御返答を頂きました。

4番目の東急電鉄は、同じく、掘削申請地から沿線まで十分な離隔が取れているので、協議の必要はありませんという御回答を頂きました。

引き続きまして、参考資料の御説明をさせていただきます。

施工地点の詳細といたしまして、この地図にあります一画が掘削のポイントとなります。

引き続きまして、2番目の湧出を見込んだ根拠です。

掘削の施工計画といたしましては、掘削方法はロータリー式の垂直掘削、掘削深度及びケーシングプログラムは、下に書いてあります

掘削の申請地として、この場所は、敷地の関係からガスが出るのは間違いないであろうということで、8メートルの離隔を取りますと、現況の建物計画と敷地の形状から、この位置しかポイントとしては取れなかったということが現況です。

○益子部会長 ありがとうございます。

源泉の所在場所に源泉があるわけですが、その上に建物の一部が乗ってくるということですね。それを確認したかったのです。

○事業者 本来は源泉の上に何も無いのがベストなのですが、この計画をしたときは、ガスが規格以上は出ないというのを前提にしていますので、仮に出た場合は建築のほうを変えてもらうしかない。当然、建築より先に温泉を掘りますので、打合せ済みでございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、各委員のほうから、先ほどの事業の概要の説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 近隣に源泉が6か所あると思うのですが、こちらの方々へ御説明された結果はいかがでしたでしょうか

○事業者 1キロ以内に6か所あるのですが、特に西蒲田のところに新たに源泉を設けますよという説明は個別にはいたしておりません。

○窪田委員 分かりました。ありがとうございます。

○益子部会長 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

板寺委員、お願いいたします。

○板寺委員 ありがとうございます。

先ほど御説明の中にもありましたが、恐らく可燃性ガスが出るという可能性はかなりありますということも御承知のようですから、もう今の時点からこの配慮というか、ここをどうするかというのはきちんと考えられたほうがいいのかという気がいたします。

○事業者 今、御説明があったような形で、万が一ガスが出るということであればということで、まず、温泉を掘るのが先になるかと思っておりますので、計画については、それによって柔軟に見直していこうと思っております。

○益子部会長 追加的な私の意見ですが、将来的に、井戸の中の浚渫だとか、そういったものが必要になったときに、作業上まず無理ではないかなという気もしますから、そういったことも配慮していただいて、井戸の浚渫・改修や天然ガスの対策も考えて御配慮いただいたほうがよろしいのではないかと考えております。

○事業者 今、貴重な御指摘を頂戴いたしました。一応、その辺も対応は考えております。作るのはそのときで終わりなのですが、将来のメンテナンスが一番重要になってきますので、

一応、その辺のことも計画して、このケーシングプログラム、柱状図ですが、計画しております。

○益子部会長 それをどのようにお考えになるかはそちらのお考えで、あと、天然ガス対策については別問題になりますので、そこはそこでちゃんとお考えいただかなければいけないということでございます。よろしく願いいたします。

もしほかに事業者様に御意見、御質問等がなければ、事業者説明を終わらせていただきますが、よろしゅうございますか。

そういたしましたら、事業者説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは、許可基準の適合状況について、御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。資料4-3を御覧ください。

まず、1ページの①についてです。

本件の井戸深度は200メートルです。また、近隣1キロメートル以内の6か所の既存源泉の井戸深度も200メートル以下です。このため、周辺の既存源泉等との距離が200メートルを超えていることが必要となりますが、最も近い既存源泉まで約300メートル離れているため、基準を満たしております。

次に、②についてですが、本申請地は揚湯量の基準が日量150立方メートル以下であり、申請された揚湯量は日量66.1立方メートルで、基準揚湯量以下となっております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

なお、当申請につきまして、大田区からは地下水保全等に関する意見は特にございません。

2ページに移ります。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」ですが、境界敷地からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足いたします。加えまして、災害防止規定の内容は東京消防庁の確認を得ております。

諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削に関する許可基準への適合状況」についての説明は

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

先ほど事業者説明の中で窪田委員から御意見がございました、周辺の温泉への説明といたしまししょうか、事業の報告・説明といったものは基本的には義務的なものではないということでもよろしいですか。

○清野水環境課長 はい。

○益子部会長 ということでございます。義務的なものではないので、しなくてもいいし、してもいいしということだろうと思いますが、そういった内容でございます。

それも踏まえまして、皆様の御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○布山委員 井戸としてはそんなに深くない200メートルですが、フルホールセメンチングをするのがもう少し深くてもいいのかなと感じています。

200メートル離れていればいいというエリアですが、安全性とか、影響を及ぼさない範囲として、もう少し深くフルホールセメンチングをするような指導というようなことは必要ないでしょうか。

○板寺委員 今の布山委員の話と関連しますが、強いて言うなら、下総層群が出ている間は掘っていれば分かると思いますから、現場の実情に合わせて、その辺りは水止めしたほうが好ましいぐらいの形なのかなと思いました。

○益子部会長 私の意見を申し上げますと、この手の仕上げのところに部会の意見をあまり強く言うのはどうかと思っています。もちろん、他源泉や環境への影響だとか、そういったところに関連しての話は別でしょうが、仕上げに関して私どもが意見を言うことで、うまくいかなかったりすると、部会の責任みたいな形にとられてくるので、そういう意見があったという程度にして、それ以上踏み込む意見具申はできないと思います。板寺委員の、状況によっては下総層群まで遮水したほうがいいのではないかという意見があったということぐらいはお話ししてもよろしいかと思っていますけれども、布山委員、いかがでしょうか。

○布山委員 それでいいと思います。

○益子部会長 板寺委員、どうでしょうか。

○板寺委員 私もそれでよろしいかと思っています。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかはございませんでしょうか。

ないようでございます。

そういたしましたら、この議案につきましても、許可相当ということで答申したいと思いますが、先ほどの下総層群までの部分について、遮水をしたほうがいいのではないかという意見があったということは、コメントとしてつけ加えていただければよろしいかと思ます。

以上で終わらせていただきます。大変時間が長くなりまして、申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○千田計画課長 それでは、最後、事務局から連絡事項を報告させていただきます。

改めまして、長時間にわたりまして、委員の皆様、丁寧な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、許可相当との御意見を頂きました4つの案件につきましては、来年2月に開催予定の第149回本審議会に議題を追加いたしまして、最終的に御審議いただきたいと思っております。引き続き御指導のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡は以上でございます。

これで第2回の「温泉部会」を終了いたしたいと思ます。本当に長時間、どうもありがとうございました。